

法律(平成十八年法律第 号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の佐賀県税条例(以下「新条例」という。)附則第

二条の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十三条第一項及び第三十四条並びに附則第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項及び第三項、第十一条の二第一項、第十一条の二の二第一項並びに第十一条の三第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の県民税については、第五項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第三十九条の二の規定によって課する所得割をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新条例第三十九条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新条例第三十二条及び第三十四条の三の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例第三十九条第一項第一号の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定をされたものに限る。)に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

6 新条例第四十六条の十七第一項の規定は、平成十九年度以後に市町に対し交付すべき配当割(地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号)第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第二十三条第一項第三号の

三に掲げる配当割をいう。)に係る交付金(以下この項において「市町交付金」という。)について適用し、平成十八年度までに市町に対し交付する市町交付金については、なお従前の例による。

7 新条例第四十六条の二十三第一項の規定は、平成十九年度以後に市町に対し交付すべき株式等譲渡所得割(新法第二十三条第一項第三号の四に掲げる株式等譲渡所得割をいう。)に係る交付金(以下この項において「市町交付金」という。)について適用し、平成十八年度までに市町に対し交付する市町交付金については、なお従前の例による。

8 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成十八年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

**第三条** 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項及び第三項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び第三項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第二条に規定する特定保険業についての新条例第四十七条第一項の規定の適用については、当

分の間、当該特定保険業は、同項第三号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事業とみなす。

3 新条例第四十九条第一項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の規定、同条第三項の規定（税率に係る部分に限る。）並びに同条第四項第一号ハ及びニ、第二号並びに第三号の規定並びに新条例附則第十四条の二の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の佐賀県税条例附則第十六条の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。

3 新条例附則第十七条の二第一項及び第二項の規定は、平成十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十七条の二第三項の規定は、平成十八年一月一日以後の新条例第六十六条の二第一項の規定に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、

なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第五条 平成十八年七月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に佐賀県税条例第七十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同条例第七十二条の三第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第七十条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百五十六条第二項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき百五十円

二 新条例附則第十八条第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき五十円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二

条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

5 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第七十二条第二項中「前項」とあるのは「佐賀県税条例等の一部を改正する条例(平成十八年条例第三十八号)附則第五条第二項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第七十二条の三及び第七十二条の五から第七十二条の七までの規定を除く。)を適用する。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第七十二条の六の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第七十二条の五の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例に

よる。

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例の規定は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正前の地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例附則第二項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の〇・三」とあるのは「百分の〇・三五」とする。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第九条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の規定は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正前の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例附則第二項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税に

ついで、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の〇・三」とあるのは「百分の〇・三五」とする。

(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第十条** 別段の定めがあるものを除き、第四条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

**2** 第四条の規定による改正前の原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例附則第二項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の〇・三」とあるのは「百分の〇・三五」とする。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第十一条** 別段の定めがあるものを除き、第五条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

**2** 第五条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例附則第四項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十

七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の〇・三」とあるのは「百分の〇・三五」とする。

参考資料  
 第一条 (佐賀県条例の一部改正に係る新旧対照表)

改 正 後

改 正 前

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)  
**第五条** 知事は、次に掲げる事項を県税の課税地を所管する県税事務所の長(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十条の十の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金又は還付金の充当に関する事項については、県税事務所の長)に委任する。ただし、自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理並びに普通徴収(法第五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項(法第二十条の十の規定による証明書の交付に関する事項を除く。)、自動車取得税に係る申告納付に関する事項、県たばこ税及び狩猟税に関する事項、第九条の二第一項の規定による期限の延長に関する事項並びに知事が特に必要があると認める事項については、この限りでない。

一・二 略  
 二・三 略

(課税地)

(課税地)

**第八条** 略  
 2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。  
 一 五 略

**第八条** 略  
 2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。  
 一 五 略

六 法第五十条第四項ただし書の規定により普通徴収の方法若しくは法第十三条の二第三項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税又は法第四十二条の七の規定による申告納付に係る自動車取得税の徴収金にあつては、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七條、第十二條(昭和二十六年法律第八十五号)第七條、第十二條(自動車の使用の本拠の位置が一の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。以下同じ。)若し

六 法第十三条の二第三項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税又は法第四十二条の七の規定による申告納付に係る自動車取得税の徴収金にあつては、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七條、第十二條(自動車の使用の本拠の位置が一の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。以下同じ。)若しくは第十三条の規定による登録の申請、同法第六十七條の規定による自動

くは第十三条の規定による登録の申請、同法第六十七條の規定による自動車検査証の記入の申請又は同法第九十七條の三の規定による届出をする地方運輸局運輸支所の所在地

3 略

七・八 略

(所得控除)

第三十二条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦寡夫控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

(所得割の税率)

第三十三条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四を乗じて得た金額とする。

2 略

(調整控除)

第三十四条 所得割の納税義務者については、その者の第三十三条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一 当該納税義務者の第三十三条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が二百万円以下である場合 次に掲

車検査証の記入の申請又は同法第九十七條の三の規定による届出をする地方運輸局陸運支所の所在地

3 略

七・八 略

(所得控除)

第三十二条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦寡夫控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

(所得割の税率)

第三十三条 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額(課税山林所得金額が七百万円を超える場合にあつては、当該課税山林所得金額の五分の一の金額を同表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額)の合計額によつて課する。

七百万円以下の金額	百分の一
七百万円を超える金額	百分の二
	百分の三

2 略

第三十四条 削除

ける金額のうちいずれか少ない金額の百分の二に相当する金額

一 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(1) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者	(i) 障害者である所得割の納税義務者(3)に掲げる者を除く。)	五万円
(2) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者	(i) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者(3)に掲げる者を除く。)	五万円
(3) 法第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下である所得割の納税義務者	(i) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者(3)に掲げる者を除く。)	五万円
(4) 勤労学生である所得割の納税義務者	(i) 勤労学生である所得割の納税義務者(6)に掲げる者を除く。)	一万円
(5) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者(6)に掲げる者を除く。)	(i) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者(6)に掲げる者を除く。)	五万円

	<p>(7) 自己と生計を一にする法第三十四条第一項第十号の二に規定する配偶者(前年の合計所得金額が四十五万円未満である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの(当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。)</p>	<p>(6) 同居特別障害者である控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者</p>
<p>(8) 扶養親族(同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。)を有する所得割の納税義務者</p>	<p>(i) (ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合 当該扶養親族一人につき五万円 (ii) 当該扶養親族が特定扶養親族である場合、当該特定扶養親族一人につき十八万円 (iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合、当該老人扶養</p>	<p>合 十万円 (i) (ii)に掲げる場合以外の場合 十七万円 (ii) 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 二十二万円</p>
<p>第三十四条の二 所得割の納税義務者が、外国の法令に (外国税額控除) ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額</p>	<p>(10) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者 (i) (ii)に掲げる場合以外の場合、当該老人扶養親族一人につき十三万円 (ii) 当該老人扶養親族が特別障害者である場合、当該特別障害者一人につき二十五万円</p>	<p>(9) 同居特別障害者である扶養親族(同居直系尊属である老人扶養親族を除く。)を有する所得割の納税義務者 (i) (ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合、当該扶養親族一人につき十七万円 (ii) 当該扶養親族が特定扶養親族である場合、当該特定扶養親族一人につき三十万円 (iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合、当該老人扶養親族一人につき二十二万円</p>
<p>第三十四条の二 所得割の納税義務者が、外国の法令に (外国税額控除)</p>		